

掛川市条例第11号

掛川市情報公開条例及び掛川市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市情報公開条例及び掛川市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(掛川市情報公開条例の一部改正)

第1条 掛川市情報公開条例（平成17年掛川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章（略）</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 <u>不服申立て等</u>（<u>第17条—第19条の5</u>）</p> <p>第3節（略）</p> <p>第3章・第4章（略）</p> <p>附則</p> <p>（公文書の開示義務）</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求文書に次に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、開示請求文書に係る公文書の開示をしなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定</p>	<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章（略）</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 <u>審査請求</u>（<u>第16条の2—第19条の5</u>）</p> <p>第3節（略）</p> <p>第3章・第4章（略）</p> <p>附則</p> <p>（公文書の開示義務）</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求文書に次に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、開示請求文書に係る公文書の開示をしなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定</p>

する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名に係る部分

(3)～(6)（略）

（手数料等）

第16条（略）

第2節 不服申立て等

（審査会への諮問）

第17条 開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、掛川市情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第17条の3において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名に係る部分

(3)～(6)（略）

（手数料等）

第16条（略）

第2節 審査請求

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第16条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第17条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、掛川市情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添付してしなけれ

(諮問をした旨の通知)

第17条の2 前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第17条の3 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(掛川市情報公開審査会)

第18条 第17条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、掛川市情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2～7 (略)

(審査会の調査権限)

第19条 (略)

2・3 (略)

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第19条の2 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意

ばならない。

(諮問をした旨の通知)

第17条の2 前条第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第17条の3 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(審査請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(掛川市情報公開審査会)

第18条 第17条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、掛川市情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2～7 (略)

(審査会の調査権限)

第19条 (略)

2・3 (略)

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第19条の2 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意

<p>見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>不服申立人等</u>は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。</p> <p>3 審査会は、前条第3項若しくは第4項又は前項の規定により<u>不服申立人等</u>から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、<u>不服申立人等</u>（当該意見書又は資料を提出した者を除く。）に対し、当該意見書又は資料の写しを送付しなければならない。</p> <p>（答申書の送付等）</p> <p>第19条の4 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>不服申立人及び参加人</u>に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>（罰則）</p> <p>第29条 <u>第18条第6項</u>の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は<u>3万円以下</u>の罰金に処する。</p>	<p>見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>審査請求人等</u>は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。</p> <p>3 審査会は、前条第3項若しくは第4項又は前項の規定により<u>審査請求人等</u>から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、<u>審査請求人等</u>（当該意見書又は資料を提出した者を除く。）に対し、当該意見書又は資料の写しを送付しなければならない。</p> <p>（答申書の送付等）</p> <p>第19条の4 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>審査請求人及び参加人</u>に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>（罰則）</p> <p>第29条 <u>第18条第7項</u>の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は<u>50万円以下</u>の罰金に処する。</p>
--	---

（掛川市個人情報保護条例の一部改正）

第2条 掛川市個人情報保護条例（平成17年掛川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 （略）</p> <p>第3章 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節～第3節 （略）</p> <p>第4節 <u>不服申立て</u>（<u>第26条の12</u>—第26条の14）</p> <p>第5節 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 （略）</p> <p>第3章 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節～第3節 （略）</p> <p>第4節 <u>審査請求</u>（<u>第26条の11の2</u>—第26条の14）</p> <p>第5節 （略）</p>

第4章～第6章 (略)

附則

(保有個人情報の開示義務)

第13条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ (略)

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名に係る部分

(利用停止決定等の期限の特例)

第26条の11 (略)

第4節 不服申立て

第4章～第6章 (略)

附則

(保有個人情報の開示義務)

第13条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ (略)

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名に係る部分

(利用停止決定等の期限の特例)

第26条の11 (略)

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第26条の11の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第26条の12 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、速やかに、掛川市個人情報保護審査会に諮問をしなければならない。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第26条の14において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとする場合。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。
- (3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとする場合
- (4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止することとする場合

(諮問をした旨の通知)

第26条の13 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が

(審査会への諮問)

第26条の12 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、掛川市個人情報保護審査会に諮問をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添付してしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第26条の13 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が

不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第26条の14 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定 (第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(掛川市個人情報保護審査会)

第27条 第26条の12の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、掛川市個人情報保護審査会 (以下「審査会」という。)を置く。

2～7 (略)

(審査会の調査権限)

第27条の2 (略)

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁 (以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第27条の3 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

3 審査会は、前条第3項若しくは第4項又は前項の規定により不服申立人等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、不服申立人等 (当該意見書又は資料を提出した者を除く。)に対し、当該意見書又は資料の写しを送付しなければならない。

査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第26条の14 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等 (審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決 (第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(掛川市個人情報保護審査会)

第27条 第26条の12の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、掛川市個人情報保護審査会 (以下「審査会」という。)を置く。

2～7 (略)

(審査会の調査権限)

第27条の2 (略)

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁 (以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第27条の3 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

3 審査会は、前条第3項若しくは第4項又は前項の規定により審査請求人等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、審査請求人等 (当該意見書又は資料を提出した者を除く。)に対し、当該意見書又は資料の写しを送付しなければならない。

<p>(答申書の送付等)</p> <p>第27条の5 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>不服申立人及び参加人</u>に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>第37条 <u>第26条第5項(第27条第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は<u>3万円以下</u>の罰金に処する。</p>	<p>(答申書の送付等)</p> <p>第27条の5 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>審査請求人及び参加人</u>に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>第37条 <u>第27条第7項</u>の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は<u>50万円以下</u>の罰金に処する。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中掛川市情報公開条例第7条第2号の改正及び第2条中掛川市個人情報保護条例第13条第3号の改正は、公布の日から施行する。

(掛川市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 実施機関（この条例による改正前の掛川市情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。）の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた実施機関の処分又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものに関する取扱いについては、なお従前の例による。

(掛川市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 実施機関（この条例による改正前の掛川市個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。）の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた実施機関の処分又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものに関する取扱いについては、なお従前の例による。

